

令和3年9月

株式会社うちゅう

公共機関からの受託業務等に係る人件費単価規定

- 第1条 [目的] この規定は、弊社が公共機関から受託し、又は請け負う業務〔以下「受託等事業」という〕の実施に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 [労務費] 受託等事業の実施に必要な経費の見積もりは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。
- 第3条 [その他の経費] 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される、実費により計算する。
- 第4条 [協議] この規定で定められていない事項については、協議を行い取締役会の承認により定める。
- 第5条 [制定・改廃] この規定の制定。改廃は、取締役会の承認によるものとする。

職種	1時間あたり ※別途消費税
代表取締役	20,000
上級マネージャー	10,000
下級マネージャー	7,500
通常スタッフ	5,000
臨時スタッフ	協議

以上

2020/4/1 制定

株式会社うちゅう
代表取締役 八島京平